

公 告

条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び多久市財務規則（平成11年多久市規則第5号）第86条の規定により次のとおり公告します。

令和8年10月1日

多久市長 香 月 正 則

1 工事の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工 事 名 | 令和8年度 大田柄ため池管理橋改修工事 |
| (2) 工事場所 | 多久市南多久町大字花祭地内 |
| (3) 工 種 | 鋼構造物工事 |
| (4) 工事概要 | 床版取替（縞鋼板 t=4.5mm） L=19.4m
手摺取替（鋼管 φ48.6） L=81.1m（両側2段 19.4m×4+扉 3.5m）
仮設工（吊足場） A=40m ² |
| (5) 予定工期 | 契約日から令和9年3月31日まで |
| (6) 入札書比較価格 | 6,450,000円（予定価格から消費税を除いた額） |
| (7) 最低制限価格 | 有（事後公表） |
| (8) 入札方法 | 電子入札 |
| (9) 前払 | 有 |
| (10) 中間前払 | 有 |
| (11) 部分払 | 有 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは、次の資格要件を全て満たすものとする。

(1) 業種及び等級に関する要件

- ア 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条の規定により、鋼構造物工事A・B・C等級の資格決定を受けている者であること。
- イ 令和7・8年度の多久市入札参加資格審査申請に鋼構造物工事を希望業種として提出している者であること。

(2) 地域要件

本入札に参加する事ができる者は、当市の入札参加資格者名簿に登録されている者であって、当該名簿に登録された本店、支店又は営業所の所在地が、佐賀県に有する者であること。

(3) 施工実績における要件

過去の実績において、国、地方公共団体等が発注した工事において、鋼構造物工事を元請けとして竣工した実績があること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 入札参加申請の期限日から開札日の前日までの間において、多久市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

- (6) 多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (7) 入札参加申請書の受付期限日以前6か月から開札日の前日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (8) 開札日の前日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (9) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がある者でないこと。基準については、「佐賀県が発注する建設工事等の入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等」の規定に準じる。
- (10) 国税（法人税等）及び地方税の滞納がない者であること。

3 入札参加資格確認申請書及び資格確認申請書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種工事施工実績調書（様式第2号）

4 入札参加申請の期間及び方法

(1) 申請期間

この公告の翌日から令和8年10月16日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 申請方法

入札に参加する者は、入札参加資格確認申請書及び資格確認申請書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札が認められた者については、この限りではない。

※電子入札システムで同種工事施工実績調書（様式第2号）の添付が容量を超える場合は下記アドレスに直接メールで送付すること。

メールアドレス kanzaikenyaku@city.taku.lg.jp

(3) 資格確認の連絡

令和8年10月22日（木）までに電子入札システムにより通知する。

※入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、開札の時までに、資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(5) 入札参加申請に関する質問方法

入札参加申請に関する質問については、メールで行うこと。

質問期限 令和8年10月13日（火）17時00分まで

質問先 多久市財政課契約検査係

メールアドレス kanzaikenyaku@city.taku.lg.jp

回答期限 令和8年10月15日（木）までに、質疑があった場合のみ行う。

回答は、質問内容を含め多久市HPへ掲載する。

5 設計図書等の交付

(1) 交付方法

入札情報公開システムによる。

(2) 設計図書等に関する質問方法

設計図書等に関する質問については、メールで行うこと。

質問期限 令和8年10月23日（金）17時00分まで

質問先 多久市農林課農村整備係

メールアドレス nourin@city.taku.lg.jp

回答期限 令和8年10月28日（水）までに、質疑があった場合のみ行う。

回答は、質問内容を含め多久市HPへ掲載する。

6 入札及び開札について

(1) 入札方法

電子入札システムにより提出すること。

(2) 入札書提出期間

令和8年10月30日（金）8時00分から令和8年11月2日（月）22時00分まで
（土曜日及び日曜日を除く）

(3) 開札日時

令和8年11月4日（水）9時00分

(4) 開札場所

多久市財政課（電子入札システム）

結果の公表は、入札情報公開システムにて行う。

(5) 工事費内訳書

入札時には、工事費内訳書を提出すること。

(6) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除（多久市財務規則第87条の規定による。）

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

8 入札の無効に関する事項

多久市建設工事等入札心得による。

9 その他

入札その他の取扱いについては、多久市財務規則その他の法令に定めるもののほか、多久市建設工事等入札心得の定めるところによるものとする。

10 問い合わせ先

(入札に関すること) 多久市財政課契約検査係 電話番号 0952-75-2132

(工事に関すること) 多久市農林課農村整備係 電話番号 0952-75-8400